

## 討議資料

(決済法制③ 無権限取引への対応、ポストペイサービス  
及び資金移動業に係る論点)

本日は、決済法制に関する論点のうち、無権限取引への対応、ポストペイサービス及び資金移動業に係る論点について、討議を行う。

## 1. 無権限取引への対応について

## (現状)

- 《基本的な考え方》においては、「いわゆる無権限取引が行われた場合の責任分担等に関するルールについて検討することが適当である」とされている。
- 無権限取引への対応に関する事業者（資金移動業者・前払式支払手段発行者）の規約内容は様々で、《基本的な考え方》がとりまとめられた時点においては、消費者契約法により無効となる可能性が指摘される「利用者に損失が発生した場合でも事業者は一切責任を負わない」旨を盛り込んだ規約を定める事業者も存在していた。
- その後、本年8月に、(一社) キャッシュレス推進協議会において「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集（利用者向け利用規約）」が策定・公表された。また、事業者による規約の自主的な見直しが進みつつあり、中には「利用者に故意・重過失がある場合などを除き損害を補償する」旨の規約を整備する事業者も出てきている。

## (検討の方向性 (案))

- 各事業者が採用するシステムや不正利用の態様は様々であり、ビジネスモデルも多様である中、過失などの類型やそれを踏まえたルールを、予め統一かつ網羅的に策定することについて、どのように考えるか※。

※ インターネット・バンキングにおける不正な払戻しに係る補償については、全国銀行協会申合せ「預金等の不正な払戻しへの対応について」において、預金者に過失がある場合、事業者の個別対応とされている。

- 利用者保護の観点から望ましい補償ルールの整備も進みつつある現状を踏まえれば、当面は、事業者による自主的な対応を促すことが適当とも考えられるか。
  
- その上で、引き続き事業者による自主的な対応を促す観点からの制度上の対応としては、例えば、利用者に対する情報提供事項に、「無権限取引が行われた場合の対応方針」を追加することが考えられるか。
  
- その他、無権限取引への対応に関して検討すべき事項はあるか。

## 2. ポストペイサービスについて

### (現状)

- ポストペイサービス<sup>※</sup>を提供する場合には、
  - ・ 銀行法上の銀行業の免許を受けて行う方法（為替取引と貸付けの組合せ）、
  - ・ 資金決済法上の資金移動業の登録及び貸金業法上の貸金業の登録を受けて行う方法、
  - ・ 割賦販売法上の信用購入あっせん業の登録を受けて行う方法、の3つの方法が考えられるが、貸金業法や割賦販売法上の規制への対応が負担であるとの指摘がある。

※ 一定期間の送金サービス利用代金をまとめて支払うことを可能とするサービスを指す。

- ≪基本的な考え方≫においては、「少額」での利用に限定された「ポストペイサービス」を念頭に、過剰与信防止という規制目的を適切に確保しつつ、リスクに応じた規制の合理化を図ることについて、今後、検討することが適当である」とされている<sup>※</sup>。

※ 割賦販売法については、経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において、少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入などについて、検討が進められている。

### (検討の方向性 (案))

- 現行の貸金業法の規制が整備された経緯を踏まえれば、「少額」の貸付けであっても、総量規制（指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務を含む）や上限金利規制といった、過剰与信防止のための基本的な枠組みは堅持する必要があると考えられるか。
- その上で、「少額」での利用に限定されたポストペイサービスを前提に、利便性のより高い送金サービスを実現していく観点から障害となっている貸金業法上の規制はあるか。また、そうした規制の合理化により、どのようなサービス提供が期待されるか。
- その他、ポストペイサービスに関して検討すべき事項はあるか。

### 3. 資金移動業について

#### (1) 前払式支払手段発行者と資金移動業者に対する監督規定等

##### (現状)

- キャッシュレス社会の進展に向けた各般の取組みが進められている中、第三者型前払式支払手段発行者の登録を受けている事業者が資金移動業者の登録も受け、一体的なサービスを提供する例が増加してきている。
- 他方、現行規制上、前払式支払手段発行者については、業務の外部委託先に対する指導に関する体制整備義務が法律上は設けられておらず、業務改善命令の発出要件は「利用者の利益を害する事実があると認めるとき」に限定されている※。

※ 資金移動業者については、法律上、業務の委託先に対する指導に関する体制整備義務が設けられており、業務改善命令の発出要件は「資金移動業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるとき」とされている。前払式支払手段発行者についても、「事務ガイドライン」においては、外部委託先に関する監督上の着眼点が記載されている。

##### (検討の方向性 (案))

- 第三者型前払式支払手段発行者と資金移動業者の両方の登録を受けている事業者は、一般消費者による利用が多く、事業規模も比較的大きいことから、個社としての業務の適正かつ確実な遂行はもとより、社会的・経済的な影響の大きさも踏まえ、実効性ある監督上の対応が必要となると考えられるか。
- このため、制度上は、少なくとも、前払式支払手段発行者について、業務の外部委託先に対する指導に関する体制整備義務や業務改善命令の発出要件を、資金移動業者に対するものと整合的なものとするのが適当と考えられるか。その他、制度上・監督上、留意すべき事項はあるか。

## (2) 利用者資金の保全方法

### (第1回の討議における主な指摘)

- 「高額」送金を取り扱う事業者（第1類型）については、仮に事業者が破綻した場合の社会的・経済的な影響の大きさを踏まえ、リアルタイムでの保全を追求すべき。
- 「高額」送金を取り扱う事業者以外についても、保全すべき額の算定日から「1週間以内に保全する」の部分について、現行規制の「1週間以内」を前提に議論を進めるべきではなく、短期化を図るべき。

#### 〔参考〕第1回の討議資料における検討の方向性（案）

利用者資金の保全方法について、供託、保全契約、信託契約のいずれについても併用を認め、資金移動業者のビジネスモデルに応じた最適な組合せによる保全を可能とする観点から、例えば、保全すべき額の算定頻度を「週1回以上」に統一し※、①その期間中の要履行保証額の最高額以上の額を、②その期間の末日から1週間以内に保全することを求めることが考えられるか。

※ 算定頻度を画一的な期間としないことで、利用者保護の観点からよりタイムリーな保全を図る事業者の自主的な努力を阻害しない枠組みとなるか。

### (第1回の討議を踏まえた検討の方向性（案）)

- 「高額」送金を取り扱う事業者については、第1回の討議における指摘を踏まえ、利用者資金の受入れから保全が図られるまでのタイムラグをできる限り短くする方向性が望ましいと考えられるが、実務を踏まえ、どの程度まで短期化が可能か。例えば、比較的入金手続が容易な信託契約を利用した場合、実務上必要となるタイムラグはどの程度か。
- 「高額」送金を取り扱う事業者以外の事業者については、どう考えるか。
- また、現行の3つの保全方法（供託、保全契約、信託契約）は、資金決済法制定時に、倒産隔離が図られる保全方法として認められたものであるが、これらと同等の保全効果を有し※、かつ、より迅速な保全が可能となる方法が他にあるか。

※ 現行の保全方法と同等の保全効果を有するためには、事業者が保全額を任意に費消・流用できない仕組みであることが最低限必要と考えられるか。

### (3) 「高額」送金を取り扱う事業者（第1類型）への対応

#### (第1回の討議における主な指摘)

- 銀行の破綻時には、決済途上の資金は預金保険により迅速に全額保護が図られることを踏まえ、資金移動業者の破綻時にも、迅速に送金が行われる制度整備を図るべき。また、最低所要自己資本規制や為替業務単独での収支確保などの業務の継続性・安定性を確保するための方策も必要である。
- 「情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方」についての諮問に答える観点からは、銀行業のコピーとしての決済業を新たに設けて、同じような規制を適用することが求められているわけではないのではないか。

#### (第1回の討議を踏まえた検討の方向性（案）)

- 「高額」送金の履行の確実性が担保されない場合、経済活動の基礎である決済の不履行を通じて社会的・経済的に大きな影響を与え得ることを踏まえ、「高額」送金を取り扱う事業者について、銀行による為替取引と同等の履行の確実性を担保するための規制や制度（自己資本規制や預金保険制度などに相当するもの）を整備することについて、どのように考えるか。
- 「高額」送金を取り扱う事業者を含め、資金移動業者による送金サービスは、銀行による送金サービスとは破綻時の履行の確実性などが異なるものであることが正確に理解され、利用者資金が全額保全される前提で利用されるのであれば、必ずしも銀行と同じような規制や制度を整備する必要性はないとも考えられるか※。

※ 現行の資金移動業者に対する規制枠組みは、1件当たりの送金額を100万円以下に限定した上で、こうした考え方にに基づき整備されている。また、諸外国においても、送金サービス提供者に対して、送金上限額を設けることなく、銀行とは異なる規制枠組みが整備されている。特に、シンガポールにおいては、送金サービス提供者（major payment institution）に対する利用者資金の保全規制（翌営業日まで持ち越した利用者資金の全額を保証又は信託）について、簡素で低コストな規制であり、預金保険とは、利用者が資金の取戻しに要する期間などが異なるものであることを監督当局が明示的に公表している。

(以上)